

件名：

シカゴ市及びイリノイ州クック郡（エバンストン、スコーキーを除く）による新型コロナウイルスの感染が拡大する地域からの移動に関する措置（対象州の変更 10）

ポイント：

10月13日、シカゴ市は7月6日に施行された緊急旅行命令の対象州にインディアナ、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ロードアイランドの4州を加えると発表しました。今回除外される州はありません。結果、10月16日午前0時1分から対象州は25州と1地域（プエルトリコ準州）となります。また、イリノイ州クック郡（エバンストン、スコーキーを除く）も、シカゴ市と同様に対象州を25州と1地域に変更しました。詳細については本文と関連のリンクをご覧下さい。

本文：

10月13日、シカゴ市は7月6日に施行された緊急旅行命令の対象州にインディアナ、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ロードアイランドの4州を加えると発表しましたので注意ください。他方、今回対象州から除外される州はありません。その結果、10月16日（金）午前0時1分から対象州は下記の25州と1地域（プエルトリコ準州）となります。また、イリノイ州クック郡（エバンストン、スコーキーを除く）においても、シカゴ市と同様に対象州が25州と1地域に変更されました。対象州に滞在した後（但し、対象州を通過するだけの場合は24時間以上滞在した場合）、シカゴ市及びイリノイ州クック郡（エバンストン、スコーキーを除く）に入域する者には14日間の自主隔離が義務付けられています。

#### ○対象州

Alabama, Alaska, Arkansas, Idaho, Indiana, Iowa, Kansas, Kentucky, Minnesota, Mississippi, Missouri, Montana, Nebraska, Nevada, New Mexico, North Carolina, North Dakota, Oklahoma, Puerto Rico, Rhode Island, South Carolina, South Dakota, Tennessee, Utah, Wisconsin, and Wyoming.

※対象州については毎週火曜日にシカゴ公衆衛生局によって見直されますので、在留邦人の皆様におかれでは、引き続き関連情報の入手に努めてください。

#### ○隔離期間：対象となる州から離れた日から14日間

○隔離の対象者：下記の例外を除き、対象州からシカゴ市及びクック郡（エバンストン、スコーキーを除く）に移動する全ての者

※シカゴ市及びイリノイ州クック郡（エバンストン、スコーキーを除く）に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含みます。

※症状の有無、感染の有無は関係ありません。

※ウィスコンシン州とインディアナ州については、ウィスコンシン州またはインディアナ州から非労働目的でシカゴに来る個人と、ウィスコンシン州またはインディアナ州からシカゴに戻るシカゴ在住者には、必要不可欠な労働者とみなされない限り、または、通学する学生でない限り、この命令が適用されます。

○対象州となる基準：直近7日間の平均で、一日当たりの新規陽性者数が10万人当たり15人を超える州

○罰金：シカゴ市においては、違反者は一日当たり100～500米ドル、最高7000米ドルまでの罰金の対象となります。

※イリノイ州クック郡（エバントン、スコーキーを除く）においては罰金に関する規定はありません。

○隔離対象の例外：

- ・医療行為を受けるための旅行、共同親権により子供を養育するための旅行、CISA が定める「必要不可欠な仕事」に携わる者の出張
- ・ウィスコンシン州またはインディアナ州に通勤する必要不可欠な労働者及び通学する学生。

※「必要不可欠な仕事」に携わる者の出張の場合、雇用主からその必要性を証する書面が必要かつその書面を常に携帯しておく必要があります。また、14日間の隔離期間中は体温や症状の計測を行い、業務に関係しない行動を避けるとともに、可能な限り公共の場を避け、公共の場に出なければならない場合はマスクの着用や社会的距離の確保が求められます。通学する学生も、必要不可欠な労働者と同様のガイダンスに従う必要があり、必要不可欠でないとの接触を避け、活動は学校に関連した活動や機能に限定し、公共の場所はできる限り避けください。

○シカゴ市の緊急旅行命令（Emergency Travel Order）については下記を参照ください。

<https://www.chicago.gov/city/en/sites/covid-19/home/emergency-travel-order.html>

○イリノイ州クック郡の緊急旅行ガイダンス（Emergency Travel Guidance）については下記を参照ください。

<https://cookcountypublichealth.org/communicable-diseases/covid-19/covid-19-travel-guidance/>

○ CISA が定める必要不可欠な仕事については下記のリンクをご参照ください。

<https://www.cisa.gov/publication/guidance-essential-critical-infrastructure-workforce>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。